

令和元年 9 月 17 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成 30 年（行ウ）第 287 号 難民不認定処分取消等請求事件
口頭弁論終結日 令和元年 7 月 9 日

判 決
主 文

- 1 法務大臣が平成 24 年 10 月 25 日付けで原告に対してした難民の認定をしない旨の処分を取り消す。
- 2 法務大臣は、原告に対し、出入国管理及び難民認定法 61 条の 2 第 1 項の規定による難民の認定をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

主文同旨

第 2 事案の概要等

- 1 本件は、イラン・イスラム共和国（以下「イラン」という。）の国籍を有する外国人の男性である原告が、法務大臣に対し、難民の認定の申請（以下「本件難民認定申請」という。）をしたところ、法務大臣から、難民の認定をしない旨の処分（以下「本件難民不認定処分」という。）を受けたことから、原告は、①イスラム教からキリスト教への改宗者であり、イランにおいて迫害を受けるおそれが高いこと及び② 2007 年（平成 19 年）6 月にテヘランにおいてガソリンの配給制に反対する抗議デモに参加したことなどの事情からすれば、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）2 条 3 号の 2 並びに難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）1 条及び難民の地位に関する議定書（以下「難民議定書」という。）1 条にいう「難民」とであると主張して、本件難民不認定処分の取消し及び原告を難民と認定することの義務付け（以下「本件義務付けの訴え」という。）を求め

る事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実か，文中記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 原告の身分事項等

5 ア 原告は，●年（昭和●年）●月●日，イランにおいて出生したイランの国籍を有する外国人の男性である（乙1）。

イ A（以下「原告妻」という。）は，原告の妻であり，イランのテヘランに居住していたが，平成26年3月に本邦に入国し，以後は原告と同居して生活している（甲29，30）。

10 (2) 原告の入国及び在留の状況

ア 原告は，平成19年7月18日，関西国際空港に到着し，大阪入国管理局関西空港支局入国審査官から，在留資格を「短期滞在」とし，在留期間を「30日」とする上陸許可を受けて本邦に上陸した（乙1）。

15 イ 原告は，同年10月17日，在留資格を「特定活動」とし，在留期間を「3月」とする在留資格変更許可を受け，以後，平成30年3月28日まで在留期間の更新又は在留資格の変更をし続けていたが，同年7月20日に在留期間更新許可申請をしたものの，同年9月26日に不許可処分を受け，同日以後も本邦に残留している（乙1）。

(3) 1回目の難民認定申請について

20 ア 原告は，平成19年8月21日，法務大臣に対し，①政府のガソリン政策に反対して人々が抗議運動を行った際に自分もその抗議運動に参加したこと及び②本邦でキリスト教の教会に出入りし教会で改宗したことを迫害を受ける具体的な理由又は根拠として挙げ，難民の認定の申請（以下「1回目の難民認定申請」という。）をした（乙15）。

25 イ 法務大臣は，平成21年7月28日，1回目の難民認定申請につき，難民の認定をしない旨の処分（以下「1回目の難民不認定処分」とい

う。)をし、同年8月6日、原告に対し、その旨を通知した(乙17)。

ウ 原告は、同年8月6日、法務大臣に対し、1回目の難民不認定処分に不服があるとして、異議申立て(平成26年法律第69号による改正前の入管法61条の2の9によるもの。以下同じ。)をしたが、法務大臣は、平成23年5月12日、異議申立てを棄却する旨の決定(以下「1
5 回目の異議棄却決定」という。)をし、同月23日、原告に対し、その旨を通知した(乙18, 21)。

エ 原告は、1回目の異議棄却決定に不服があるとして1回目の難民不認定処分の取消し及び1回目の異議棄却決定の取消しを求める訴えを提起
10 したが、東京地方裁判所は、平成24年10月3日、要旨、一般的にみて、イランにおいて、イスラム教から改宗したキリスト教徒の全てが、改宗したことのみを理由に、イラン当局によって逮捕、訴追等がされる蓋然性が高いとまでは認められず、原告は、イランにおいても本邦にお
15 いても、他者に対し、自らの信仰を積極的に示したり、布教や入信の勧誘をしたことがないのであって、イランにおけるイスラム教からキリスト教に改宗した者に係る一般的状況を前提とすれば、原告が、イランに
20 おいて、本邦でイスラム教からキリスト教に改宗したことのみを理由に、イラン当局によって逮捕、訴追等がされる蓋然性が高いとまでは認め難いこと及び原告はガソリン配給制反対のデモにおいて、大勢の中の一人としてデモに参加したにとどまるというべきであり、原告がデモに参加
25 したこと自体により、イラン当局が殊更に原告に関心を寄せるとまでは認め難いことなどを理由に、原告が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような客観的事実が存するとまでは認め難いとして、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決(以下「前回地裁判決」という。)をした(乙11)。

オ 原告は、前回地裁判決を不服として控訴したが、東京高等裁判所は、

平成25年4月24日、控訴を棄却する旨の判決（以下「前回高裁判決」といい、前回地裁判決と併せて「前回判決」という。）をした（乙12）。

カ 原告は、前回高裁判決を不服として上告及び上告受理申立てをしたが、
5 最高裁判所は、同年9月12日、上告を棄却するとともに、上告審として受理しない旨の決定をした（乙13）。

(4) 2回目の難民認定申請（本件難民認定申請）について

ア 原告は、平成24年4月24日、法務大臣に対し、①イラン政府の政治体制に反対しており、ガソリンの高騰に反対する抗議運動に参加し、
10 ガソリンスタンドに火をつけたところをビデオに撮られ、当局に訴追されていること及び②本邦でキリスト教プロテスタントの信仰を持つようになり洗礼を受け、イランでアフマドネジャード大統領がキリスト教に対する迫害を行っていることを迫害を受ける具体的な理由又は根拠として挙げ、難民の認定の申請（本件難民認定申請）をした（乙2）。

イ 法務大臣は、同年10月25日、本件難民認定申請につき、難民の認定をしない旨の処分（本件難民不認定処分）をし、平成25年2月28日、原告に対し、その旨を通知した（乙4）。

ウ 原告は、法務大臣に対し、同年3月4日、本件難民不認定処分に不服があるとして、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした
20 が、法務大臣は、平成30年5月31日、本件異議申立てを棄却する旨の決定（以下「本件決定」という。）をし、同年6月15日、原告に対し、その旨を通知した（乙5，10）。

(5) 本件訴訟の提起

原告は、平成30年7月19日、本件難民不認定処分の取消し及び原告
25 を難民と認定することの義務付けを求めて本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著）。

(6) 3回目の難民認定申請について

原告は、平成30年7月20日、法務大臣に対し、難民の認定の申請をした（弁論の全趣旨）。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

5 本件の争点は、原告が難民に該当するか否かであり、争点に関する当事者の主張の要旨は以下のとおりである。

(原告の主張の要旨)

(1) 難民の解釈について

10 ア 難民条約の前文の文言からすれば、難民条約は、難民の受入れの負担が特定の国に集中しないよう条約加盟国が平等に難民を受け入れることを求めているのであり、特定の国が他の加盟国と比べて各段に厳しい解釈を採用することは難民条約の前文の理念に反することとなる。このことは、難民条約が国際条約であることから当然の帰結であって、難民の定義の解釈において、本邦の裁判例のみを参考とすることは狭きに失す
15 ののであり、他の加盟国の解釈基準や条約適用の監督機関である国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）の意見等を踏まえ、他の加盟国と協調した認定基準を採用しなければならない。

20 イ また、難民は、受入国の認定手続を経ることによって難民となるのではなく、難民条約1条の実体的要件を満たせば直ちに難民となるのであって、どの加盟国に入国して庇護を求めるかにかかわらず、難民として保護がなされなければならない。

(2) 「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」について

25 「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」について、当該人が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いている主観的事情のほか、通常人が当該人の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的事実が存在していることが必要ではあるが、UNHCR駐日事

務所発行の「難民認定基準ハンドブック－難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き－（改訂版）」（以下「ハンドブック」という。）の記載や諸外国の裁判例からすれば、「単に迫害を受けるおそれがあるという抽象的な可能性が存するにすぎないといった事情では足りず、当該申請者について迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような個別かつ具体的な事情が存することが必要」であるとはいえず、客観的な状況が証拠により裏付けられることによる合理的な可能性があれば足りると解すべきである。

(3) 立証の程度について

ア 難民該当性についての立証の程度は、迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖について「合理的な可能性」があれば足りるといふべきであり、合理的な疑いを容れることができないほどの高度の蓋然性があるものでなければならないと解すべきではない。難民認定手続においては、難民の生命・身体・自由など極めて重要な法益が保護法益となっており、仮に誤判が起きて本国に送還された場合に侵害される保護法益は重大かつ回復不可能なものである。この点で、損害の事後回復を求める訴訟とは立証の程度は異なるといふべきである。

イ ハンドブック及びUNHCRが平成16年に東京弁護士会に対して提出した「難民の定義の解釈に関する国際連合難民高等弁務官事務所の助言的意見」においても、難民申請者の抱く恐怖は、出身国に戻るならば耐え難くなるであろうことを申請人が合理的な程度に立証すれば十分に根拠があるとみなされるべきと記載されており、諸外国の裁判例も合理的な疑いを超える立証を求めているとはいえない。

(4) 原告の難民該当性について

ア 原告が誠実なキリスト教改宗者であること

(ア) 原告は、テヘランにおいてタクシー運転手として稼働していたとこ

る、平成18年頃、韓国人の乗客からペルシャ語で書かれた聖書を渡され、これを自宅で隠れて読むうちにキリストの教えに興味を持ち、キリスト教を信仰するようになった。

5 (イ) 原告は、平成19年7月18日に本邦に上陸したが、同年9月頃から自宅近くにあるB教会の礼拝へ通うようになり、キリスト教を学ぶ入門プログラムを半年ほど受け、平成20年3月23日にB教会で洗礼を受けた。また、原告は、洗礼を受けた後も、B教会で毎週日曜日に行われる礼拝に通い、礼拝参加者同士が行う祈る会や教会の掃除などの奉仕活動をしたほか、クリスマス礼拝、牧師宅での集い、信徒の結婚式などの特別な行事に参加し、B教会の上部団体であるC教会の信徒大会にも出席しており、来日してから11年以上B教会に通っている。

10 (ウ) 原告は、イランで大学講師の経験を持ち、ペルシャ語が堪能である「D」という教会のE牧師と知り合い、平成23年頃から1年程度E牧師と聖書の研究を行うようになり、その後は「D」にも通うようになった。また、原告は、原告妻が来日した後は同人を教会に連れていくようになったほか、知人であるイラン人をB教会に連れて行ったり、E牧師に紹介したりしたことがあり、B教会の教会員と共に、クリスマスに老人ホームを訪問して讃美歌を歌ったりするなどの活動に参加し、教会に通うのみならず、第三者に対しても教会やキリスト教を広める行為をしてきた。

20 (エ) 以上のとおり、原告は誠実なキリスト教への改宗者であり、現在に至るまで勤勉かつ熱心にキリスト教を信仰してきたといえる。

イ イランにおけるキリスト教改宗者への迫害状況

25 (ア) 総論

イランは、憲法でイスラム教を国教とすることを定めており、それ

5 以外の宗教に対しては不寛容な政策を採っている。もともと、イランの憲法は、イスラム教のほか、ゾロアスター教、ユダヤ教及びキリスト教を適法な宗教として認めているが、適法とされるのは、元々キリスト教を信仰する民族であるアルメニア系及びアッシリア系のキリスト教徒に対してだけであり、それらの者も、逮捕、裁判等の迫害の対象とはならないが、マイノリティとして雇用、教育及び住宅取得などにおいて差別を受けている。

(イ) イスラム教からキリスト教への改宗者

10 イスラム法（シャリーア法）の下では、イスラム教徒が改宗する権利はなく、キリスト教徒に改宗した者は、背教者とみなされ、刑事犯罪（死刑）の対象とされるため、国家当局による危害の危険にさらされる。その理由は、背教行為が宗教上最も重い違反に当たることのほか、イランがシーア派イスラム教を支配の根幹においているため、イスラム教の棄教が国家体制への反逆に当たることにある。したがって、
15 改宗自体が政府への反逆・不服従であり、改宗者は、イランにおいて存在してはならず、表立って布教活動をするかどうかにかかわらず迫害の対象とされる。

20 改宗者に対する迫害は、穏健派のロウハニ大統領の下でも厳しく行われており、同大統領の上級顧問であるアリ・ヨウネシ氏も報道機関の取材に対し、「異教への改宗は違法である。」と宣言した上で、福音主義は違法であると述べている。そして、実際に同大統領が就任した平成25年以降も改宗者や家の教会に対する迫害が頻発していることからすれば、同大統領が改宗者に対して厳しい態度で臨んでいるといえる。また、改宗者に対する迫害については実例が多数報告されているが、資料においては、牧師やリーダーのみ迫害されるとの記述は
25 なく、一般の信徒も迫害の対象に含まれている。

(ウ) 他者へ布教するキリスト教徒

元々のキリスト教徒であるか、改宗したキリスト教徒であるかを問わず、他の者に対して布教を行うキリスト教徒は迫害される。布教者に対する迫害についても実例が多数報告されているほか、イラン政府は福音派キリスト教の活動を監視し、イスラム教徒に対する伝道活動を行わないことなどを誓約させ、教会外部に監視カメラを設置し、キリスト教徒以外の者が礼拝に参加しないことを確認している。

(エ) 家の教会が迫害されていること

家の教会とは、正式な建造物としての教会ではなく、民家で人が集まってキリスト教信仰を行う場所をいう。

イラン政府は、元々イランに存在する建物としての教会については、これを把握し、新たな教会の建設を許さず、キリスト教徒以外の者が参加していないかを監視している。そして、これらの教会に行く者は全て政府に登録しなければならないとされている。

ところが、家の教会についてはそのような監視をすることができず、教会としての場所の届出、信者としての登録制度から逸脱しているため、違法なものとしてイラン政府から取締りを受けている。また、イラン政府は、逮捕した家の教会のメンバーを、敵国の支援を受けているとか、国家安全保障の脅威とみなしており、家の教会について、スパイ活動及び反政府活動の拠点として関心を寄せているほか、家の教会に対する搜索をし、家の教会に集まっていた者を逮捕している。

(オ) 英国内務省報告書について

2009年（平成21年）8月6日付け英国内務省出身国情報報告書（以下「2009年英国内務省報告書」という。）においては、「キリスト教への改宗」の項目において、一般的な改宗者に対する迫害危険性はなく、活気ある家の教会や公の教会に通うことができ、目

立たないようにしていれば迫害されることはない旨の記載がされていた。

しかし、2013年（平成25年）9月26日付け英国内務省出身国情報報告書（以下「2013年英国内務省報告書」という。）においては、2009年英国内務省報告書の「キリスト教への改宗」の項目は一新され、改宗者や家の教会の信者が訴追・逮捕されている旨記載されている。そして、2015年（平成27年）12月英国内務省国別情報及びガイダンス（以下「2015年英国内務省報告書」という。）においては、家の教会の信者であること及び改宗者であることをもって、迫害の可能性が認められると記載され、改宗者に目立たないように振る舞うことを推奨する2009年英国内務省報告書の記載を否定している。

1回目の異議棄却決定及び前回判決においては、2009年英国内務省報告書の記載が重視され、宗教活動を私的な領域にとどめていれば当局に注目されることなくある程度までは信仰を实践することが可能であり、教会のリーダー層しか迫害の危険性はないとの理由で原告の難民性が否定されたが、2013年英国内務省報告書では、2009年英国内務省報告書における「リーダー層のみが迫害の対象となる」との記載が削除され、2015年英国内務省報告書では、リーダーであるか否かを問わず、家の教会の信者、改宗者及び布教者は、迫害の真の危険にさらされており、庇護を要する旨記載されている。

(カ) ニュージーランドにおける出身国情報について

ニュージーランド移民保護審判所においては、2012年（平成24年）の判決において、イランにつき、布教・改宗活動の有無によって改宗者のリスクが異なるという従前の出身国情報が無効とされ、公然と布教活動を行いたいとの希望がなくとも、他のキリスト教徒と共

に自由に集いたいという者の難民該当性が認められ、その後の判決でもイラン政府による迫害状況は変化していないと判示されている。上記ニュージーランド移民保護審判所の判断は、英国内務省報告書の記載の変化と合致しており、1回目の難民認定申請時以後にイランにおけるキリスト教改宗者への迫害が強まったことが複数の資料で裏付けられている。

(キ) その他の資料等について

a 国連専門家による共同声明

国連の人権専門家5名によって2018年（平成30年）2月2日に出された共同声明では、3人のキリスト教徒の訴追について懸念を表明するとともに、キリスト教少数派のメンバーが、人々を改宗させたり、家の教会に出席したりしたことを理由に訴追され、重い刑罰を受けたという複数の報告を認識している旨が述べられており、イランにおいては、宗教的な指導者のみならず、家の教会に出席したり、改宗したことを理由に訴追される例が複数あることが明らかになっている。

b アムネスティ・インターナショナルによる報道

国際人権NGOであるアムネスティ・インターナショナルによると、2018年（平成30年）8月26日時点で4名のキリスト教徒が「治安を乱す会を結成した罪」により訴追されており、そのうち2名は牧師ではない改宗者であるとのことである。それらの者は、クリスマスの集いの開催や参加、自宅での信仰行為、国外のキリスト教関係者のセミナー参加などに違法性があるとされ、治安の脅威関連の罪で実刑判決を受けたとされている。2009年英国内務省報告書では私的な領域にとどまるとされていた上記活動であっても、遅くとも平成30年時点ではそれを理由としてイラン当局から訴追

され有罪判決を受ける事例が存在する。

c クリスマントゥデイの記事

2015年（平成27年）8月27日付けのクリスマントゥデイの記事では、家の教会での礼拝中に、キリスト教に改宗した信者
5 少なくとも8人が警察により暴行を受け、逮捕されたなどとされており、家の教会を対象とする摘発がなされ、改宗者を無差別に拘束していたことが分かる。

2016年（平成28年）10月4日付けのクリスマントゥデイの記事では、治安当局が複数の家の教会の家宅捜索を行い、それ
10 ぞれ複数のキリスト教徒を逮捕したとされているが、1つの家の教会に複数の指導者がいるとは考え難いことからすれば、教会指導者でなく一般の改宗者も逮捕されていることを示している。

d 他の加盟国の裁判例

欧州人権裁判所、オーストラリアの行政不服審判所、カナダの移
15 民・難民委員会、ニュージーランドの移民審判所及び韓国の行政裁判所では、教会の指導者やリーダーではなく、布教活動をしていないキリスト教改宗者について、帰国時の迫害可能性を認めている裁判例が複数存在する。

(ク) 小括

20 以上からすれば、本件難民認定申請時から現在に至るまで、キリスト教改宗者は、牧師やリーダー等の指導者的な立場になく、布教活動をしていなくても、キリスト教に改宗し、礼拝等の宗教行為をしていることのみをもって、迫害の対象になることが認められる。

ウ 原告が帰国した場合に迫害対象となること

25 (ア) 原告がキリスト教に改宗したことがイラン政府に知られている可能性があること

原告は、2009年（平成21年）、テヘランに居住していた原告妻に原告が洗礼を受けている写真を送付したが、原告妻がその写真を自宅に置いておいたところ、叔母にその写真を見られてしまい、叔母の親戚にバシジ（政府のために情報収集を行っている民兵組織）のメンバーがいたことから、その者を通じて原告がキリスト教に改宗した事実がイラン政府に伝わった可能性が高い。

また、原告は、原告妻の親戚であるイラン人のFをB教会に連れて行ったことがあるが、原告とFはその後仲違いしたため、Fがイランにいる同人の親戚に対し原告がキリスト教に改宗したことや難民認定申請をしていることを伝えている可能性が高い。さらに、原告がキリスト教に改宗したことや裁判の事実が駐日本イラン大使館（以下「イラン大使館」という。）等を通じて情報収集されている可能性もある。

(イ) パスポートの失効及び長期間の出国によって帰国時に改宗が発覚するリスクが高いこと

原告が来日してから11年以上が経過しているところ、原告はイランから長期出国した状態であって、本邦で難民認定申請をしていることからイラン大使館においてパスポートの更新手続きをしておらず、原告のパスポートは平成24年に失効している。にもかかわらず、原告は、特定活動の在留資格で、その期間を更新して適法に本邦に在留しており、イラン政府からすれば原告の本邦における在留状況は不自然である。

原告が仮にイランに帰国しようとするれば、イラン大使館において、パスポートを再発行してもらうか、帰国のために必要な書類を発行してもらう必要があるが、その際、本邦での在留について聞かれる可能性があり、イラン政府がインターネット等で情報収集していることを踏まえれば、難民認定申請のために特定活動の在留資格によって本邦

に在留してきたことが発覚し、キリスト教への改宗が発覚する可能性がある。

長期出国者はイラン政府のちょう報活動の対象となる可能性が高いから、仮に原告がイランに帰国した時点ではキリスト教への改宗がイラン政府に知られなくても、帰国後に監視が継続され、インターネット等で情報収集がされ改宗が発覚する可能性がある。本件異議申立て
5
の手続において難民該当性を認めた難民審査参与員も、原告が長期出国者であることから帰国時にイラン政府に注目されるリスクが高いことについて言及している。

10 (ウ) 帰国後に家の教会に通うなどして改宗が発覚する可能性があること

原告がイランへの帰国時にイラン政府の注目を集めることがなかったとしても、本邦において行っていたキリスト教徒としての活動と同様の活動をイランにおいて行った場合、すなわち、キリスト教の信仰を続け、聖書を読み、家の教会に毎週通うとすれば、原告が改宗した
15
ことがイラン政府に発覚する可能性は十分にある。改宗者が家の教会に集まっている際に逮捕される実例があることについては多数の報告があるし、家の教会に行くことについてイラン政府に知られなかったとしても、原告がイランに帰国した後に地元のモスクに行かないことや、キリスト教を信仰しているらしいとの近隣からの情報提供がされる
20
ことにより、家宅捜索の対象となった場合、居宅で聖書等のキリスト教に関する証拠が発見され、逮捕・拘禁される可能性がある。

(エ) 小括

原告は誠実なキリスト教改宗者であるところ、前記イのとおり、イランにおいては、牧師や指導者だけでなく、一般のキリスト教改宗者
25
も迫害の対象となっている。そして、原告が改宗した事実は既にイラン政府に知られている可能性があり、そうでなかったとしても、パス

ポート再発行時や帰国時に注目され、帰国後も、イラン政府による内偵や監視により改宗が知られる可能性や家の教会に通うことにより改宗者であることが知られる可能性があり、逮捕、拘禁及び訴追による処罰などの迫害を受けることとなる。

5 したがって、原告は宗教を理由とする条約上の難民に該当する。

エ 政治的意見による迫害可能性について

原告は、2007年（平成19年）6月26日、テヘランにおいてガソリン配給制に対する反政府抗議デモ（以下「本件デモ」という。）に参加し、その様子を警察に撮影されているところ、その後、原告の三男が警察に連れていかれたり、原告妻が警察から呼出状を手渡されたりするなど、イラン政府は原告の居場所を注視しており、原告が帰国した場合には捜査記録と照合され、空港等で逮捕される可能性があり、政治的意見による迫害のおそれがある。仮に政治的意見のみをもって迫害可能性が認められないとしても、本件デモへの参加に関する記録や原告のイランからの出国経緯が明らかになることにより、キリスト教への改宗及びキリスト教者としての活動が発覚する可能性があり、キリスト教への改宗と併せて、迫害の危険性が高まる要素として考慮すべきである。

(5) 小括

以上からすれば、原告は条約上の難民に該当するから、本件難民不認定処分は取り消されるべきである。また、難民に対する難民認定は法律上の義務であるから、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項2号、37条の3第1項2号及び同条第5項により、本件義務付けの訴えにつき、難民と認定するよう命じる判決をするべきである。

（被告の主張の要旨）

25 (1) 難民の意義

入管法に定める難民とは、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集

5 団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがある
という十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつ
て、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を
有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの及び常居所を
有していた国の外にいる無国籍者であつて、当該常居所を有していた国に
10 帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を
有していた国に帰ることを望まないもの」をいう。

そして、その「迫害」とは、「通常人において受忍し得ない苦痛をもた
らす攻撃ないし圧迫であつて、生命又は身体の自由の侵害又は抑圧」を意
10 味し、また、上記のように「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由
のある恐怖を有する」というためには、当該人が、迫害を受けるおそれ
があるという恐怖を抱いているという主観的事情のほか、通常人が当該人
の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的事情が存在して
いることが必要である。

15 (2) 「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」について

「難民」と認定されるための要件である「迫害を受けるおそれがある
という十分に理由のある恐怖」とは、単に迫害を受けるおそれがあるとい
う抽象的な可能性が存するにすぎないといった事情では足りず、当該申請者
について迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような個別かつ具体
20 的な事情が存することが必要である。すなわち、前記(1)のような客観的事
情が存在しているといえるためには、ある国の政府によって民族浄化が図
られていることが明らかであるような場合はともかく、そうでなければ、
当該政府が特に当該人を迫害の対象としていることが明らかになるような
個別的で具体的な事情があることを要するものと解される。

25 (3) 難民該当性の立証責任

ア 立証責任の所在

我が国における難民の認定に関する手続は、入管法61条の2以下が定めているところ、①入管法61条の2第1項を受けて設けられた出入国管理及び難民認定法施行規則55条1項は、難民の認定を申請しようとする外国人が自ら難民に該当することを証する資料を提出しなければならないと定めていること、②難民の認定は、当該外国人が一定の法的利益を付与されるべき地位にあることを確認（公証）する性質を有する処分であり、難民認定を受けることが他の利益的扱いを受けるための法律上の要件となっている（入管法61条の2の3、61条の2の11及び61条の2の12参照）ことからすれば、難民認定処分は授益処分としての性質を有するものと解されること及び③難民該当性を基礎づける事情は申請者において正確に申告することが容易であることなどに照らすと、難民の認定をしない処分の取消しの訴えにおいては、難民認定の申請者である原告が、自ら「難民」に当たることを立証しなければならないと解される。

イ 立証責任の程度

民事訴訟における「証明」とは、裁判官が事実の存否について確信を得た状態をいい、合理的な疑いを容れることができないほど高度の蓋然性があるものでなければならず、通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信が必要である。民事訴訟における事実の証明の程度は、特別の定めがないにもかかわらず、軽減することは許されないところ、難民条約及び難民議定書には難民認定に関する立証責任や立証の程度についての規定は設けられておらず、入管法等にも立証責任を緩和する規定は存在しない。

以上からすれば、難民認定の申請者である原告が、自己が難民であることについて「合理的な疑いを容れない程度の証明」をしなければならない。

(4) 原告の難民該当性について

ア イスラム教からキリスト教に改宗した者がイランに帰国した場合，直ちにその生命及び身体に危害を加えられるとはいえないこと

2013年（平成25年）米国国務省報告書（以下「2013年米国国務省報告書」という。）及び2015年英国内務省報告書には，イラン政府がイスラム教からの改宗を死刑に値する背信行為とみなしていることなどが記載されているものの，イランにおけるキリスト教徒がいかなる境遇にあるのか具体的に明らかにされているとはいえないし，原告と同様の立場にある者がいかなる境遇にあるのかについても具体的に明らかにされているとはいえない。

かえって，2013年米国国務省報告書や2015年英国内務省報告書によれば，イラン政府が福音派キリスト教教会の指導者に圧力をかけたとする一方で，逮捕されたキリスト教徒の一部が逮捕直後に釈放されたとするもののほか，キリスト教がイラン全土に根付きつつあるとか，改宗運動は活発かつ広範囲に進んでいると報告されており，イラン政府が指導者以外のキリスト教信者に対して圧力をかけていないことがうかがわれる記載がある。

また，2015年英国内務省報告書及び2017年（平成29年）2月英国内務省報告書（以下「2017年英国内務省報告書」という。）では，最近は個人が背教者として刑罰を受けた裁判所の判例はない，通常の改宗者に関してはイランへの帰国時にリスクはあるが，重大な危害をもたらす真のリスクではない，渡航中に改宗した後にイランに帰国し，活発に改宗活動をしなない人々は，目立たないようにキリスト教の宗教活動を継続できると報告されている。

以上からすれば，本件難民不認定処分時において，イラン国籍を有する者が，イスラム教からキリスト教に改宗し，キリスト教徒として活動

したとしても、直ちにイラン政府によってその生命又は身体の自由を侵害され、又は抑圧されるとは認められない。

イ 原告の本邦における宗教活動はイラン政府から殊更に関心を寄せられるようなものではないこと

5 原告のキリスト教徒としての活動は、一般的なキリスト教徒としての活動にとどまるものであり、本邦において指導者やリーダーなどの立場にあったわけではなく、殊更に関心を寄せられ、宗教的迫害を受けるような活動には携わっていない。

ウ 原告が本邦において改宗した事実がイラン政府に知られている可能性
10 が高いとはいえないこと

原告がイスラム教からキリスト教に改宗したとしても、直ちにイラン政府によってその生命又は身体
15 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995 1000 1005 1010 1015 1020 1025 1030 1035 1040 1045 1050 1055 1060 1065 1070 1075 1080 1085 1090 1095 1100 1105 1110 1115 1120 1125 1130 1135 1140 1145 1150 1155 1160 1165 1170 1175 1180 1185 1190 1195 1200 1205 1210 1215 1220 1225 1230 1235 1240 1245 1250 1255 1260 1265 1270 1275 1280 1285 1290 1295 1300 1305 1310 1315 1320 1325 1330 1335 1340 1345 1350 1355 1360 1365 1370 1375 1380 1385 1390 1395 1400 1405 1410 1415 1420 1425 1430 1435 1440 1445 1450 1455 1460 1465 1470 1475 1480 1485 1490 1495 1500 1505 1510 1515 1520 1525 1530 1535 1540 1545 1550 1555 1560 1565 1570 1575 1580 1585 1590 1595 1600 1605 1610 1615 1620 1625 1630 1635 1640 1645 1650 1655 1660 1665 1670 1675 1680 1685 1690 1695 1700 1705 1710 1715 1720 1725 1730 1735 1740 1745 1750 1755 1760 1765 1770 1775 1780 1785 1790 1795 1800 1805 1810 1815 1820 1825 1830 1835 1840 1845 1850 1855 1860 1865 1870 1875 1880 1885 1890 1895 1900 1905 1910 1915 1920 1925 1930 1935 1940 1945 1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065 2070 2075 2080 2085 2090 2095 2100 2105 2110 2115 2120 2125 2130 2135 2140 2145 2150 2155 2160 2165 2170 2175 2180 2185 2190 2195 2200 2205 2210 2215 2220 2225 2230 2235 2240 2245 2250 2255 2260 2265 2270 2275 2280 2285 2290 2295 2300 2305 2310 2315 2320 2325 2330 2335 2340 2345 2350 2355 2360 2365 2370 2375 2380 2385 2390 2395 2400 2405 2410 2415 2420 2425 2430 2435 2440 2445 2450 2455 2460 2465 2470 2475 2480 2485 2490 2495 2500 2505 2510 2515 2520 2525 2530 2535 2540 2545 2550 2555 2560 2565 2570 2575 2580 2585 2590 2595 2600 2605 2610 2615 2620 2625 2630 2635 2640 2645 2650 2655 2660 2665 2670 2675 2680 2685 2690 2695 2700 2705 2710 2715 2720 2725 2730 2735 2740 2745 2750 2755 2760 2765 2770 2775 2780 2785 2790 2795 2800 2805 2810 2815 2820 2825 2830 2835 2840 2845 2850 2855 2860 2865 2870 2875 2880 2885 2890 2895 2900 2905 2910 2915 2920 2925 2930 2935 2940 2945 2950 2955 2960 2965 2970 2975 2980 2985 2990 2995 3000 3005 3010 3015 3020 3025 3030 3035 3040 3045 3050 3055 3060 3065 3070 3075 3080 3085 3090 3095 3100 3105 3110 3115 3120 3125 3130 3135 3140 3145 3150 3155 3160 3165 3170 3175 3180 3185 3190 3195 3200 3205 3210 3215 3220 3225 3230 3235 3240 3245 3250 3255 3260 3265 3270 3275 3280 3285 3290 3295 3300 3305 3310 3315 3320 3325 3330 3335 3340 3345 3350 3355 3360 3365 3370 3375 3380 3385 3390 3395 3400 3405 3410 3415 3420 3425 3430 3435 3440 3445 3450 3455 3460 3465 3470 3475 3480 3485 3490 3495 3500 3505 3510 3515 3520 3525 3530 3535 3540 3545 3550 3555 3560 3565 3570 3575 3580 3585 3590 3595 3600 3605 3610 3615 3620 3625 3630 3635 3640 3645 3650 3655 3660 3665 3670 3675 3680 3685 3690 3695 3700 3705 3710 3715 3720 3725 3730 3735 3740 3745 3750 3755 3760 3765 3770 3775 3780 3785 3790 3795 3800 3805 3810 3815 3820 3825 3830 3835 3840 3845 3850 3855 3860 3865 3870 3875 3880 3885 3890 3895 3900 3905 3910 3915 3920 3925 3930 3935 3940 3945 3950 3955 3960 3965 3970 3975 3980 3985 3990 3995 4000 4005 4010 4015 4020 4025 4030 4035 4040 4045 4050 4055 4060 4065 4070 4075 4080 4085 4090 4095 4100 4105 4110 4115 4120 4125 4130 4135 4140 4145 4150 4155 4160 4165 4170 4175 4180 4185 4190 4195 4200 4205 4210 4215 4220 4225 4230 4235 4240 4245 4250 4255 4260 4265 4270 4275 4280 4285 4290 4295 4300 4305 4310 4315 4320 4325 4330 4335 4340 4345 4350 4355 4360 4365 4370 4375 4380 4385 4390 4395 4400 4405 4410 4415 4420 4425 4430 4435 4440 4445 4450 4455 4460 4465 4470 4475 4480 4485 4490 4495 4500 4505 4510 4515 4520 4525 4530 4535 4540 4545 4550 4555 4560 4565 4570 4575 4580 4585 4590 4595 4600 4605 4610 4615 4620 4625 4630 4635 4640 4645 4650 4655 4660 4665 4670 4675 4680 4685 4690 4695 4700 4705 4710 4715 4720 4725 4730 4735 4740 4745 4750 4755 4760 4765 4770 4775 4780 4785 4790 4795 4800 4805 4810 4815 4820 4825 4830 4835 4840 4845 4850 4855 4860 4865 4870 4875 4880 4885 4890 4895 4900 4905 4910 4915 4920 4925 4930 4935 4940 4945 4950 4955 4960 4965 4970 4975 4980 4985 4990 4995 5000 5005 5010 5015 5020 5025 5030 5035 5040 5045 5050 5055 5060 5065 5070 5075 5080 5085 5090 5095 5100 5105 5110 5115 5120 5125 5130 5135 5140 5145 5150 5155 5160 5165 5170 5175 5180 5185 5190 5195 5200 5205 5210 5215 5220 5225 5230 5235 5240 5245 5250 5255 5260 5265 5270 5275 5280 5285 5290 5295 5300 5305 5310 5315 5320 5325 5330 5335 5340 5345 5350 5355 5360 5365 5370 5375 5380 5385 5390 5395 5400 5405 5410 5415 5420 5425 5430 5435 5440 5445 5450 5455 5460 5465 5470 5475 5480 5485 5490 5495 5500 5505 5510 5515 5520 5525 5530 5535 5540 5545 5550 5555 5560 5565 5570 5575 5580 5585 5590 5595 5600 5605 5610 5615 5620 5625 5630 5635 5640 5645 5650 5655 5660 5665 5670 5675 5680 5685 5690 5695 5700 5705 5710 5715 5720 5725 5730 5735 5740 5745 5750 5755 5760 5765 5770 5775 5780 5785 5790 5795 5800 5805 5810 5815 5820 5825 5830 5835 5840 5845 5850 5855 5860 5865 5870 5875 5880 5885 5890 5895 5900 5905 5910 5915 5920 5925 5930 5935 5940 5945 5950 5955 5960 5965 5970 5975 5980 5985 5990 5995 6000 6005 6010 6015 6020 6025 6030 6035 6040 6045 6050 6055 6060 6065 6070 6075 6080 6085 6090 6095 6100 6105 6110 6115 6120 6125 6130 6135 6140 6145 6150 6155 6160 6165 6170 6175 6180 6185 6190 6195 6200 6205 6210 6215 6220 6225 6230 6235 6240 6245 6250 6255 6260 6265 6270 6275 6280 6285 6290 6295 6300 6305 6310 6315 6320 6325 6330 6335 6340 6345 6350 6355 6360 6365 6370 6375 6380 6385 6390 6395 6400 6405 6410 6415 6420 6425 6430 6435 6440 6445 6450 6455 6460 6465 6470 6475 6480 6485 6490 6495 6500 6505 6510 6515 6520 6525 6530 6535 6540 6545 6550 6555 6560 6565 6570 6575 6580 6585 6590 6595 6600 6605 6610 6615 6620 6625 6630 6635 6640 6645 6650 6655 6660 6665 6670 6675 6680 6685 6690 6695 6700 6705 6710 6715 6720 6725 6730 6735 6740 6745 6750 6755 6760 6765 6770 6775 6780 6785 6790 6795 6800 6805 6810 6815 6820 6825 6830 6835 6840 6845 6850 6855 6860 6865 6870 6875 6880 6885 6890 6895 6900 6905 6910 6915 6920 6925 6930 6935 6940 6945 6950 6955 6960 6965 6970 6975 6980 6985 6990 6995 7000 7005 7010 7015 7020 7025 7030 7035 7040 7045 7050 7055 7060 7065 7070 7075 7080 7085 7090 7095 7100 7105 7110 7115 7120 7125 7130 7135 7140 7145 7150 7155 7160 7165 7170 7175 7180 7185 7190 7195 7200 7205 7210 7215 7220 7225 7230 7235 7240 7245 7250 7255 7260 7265 7270 7275 7280 7285 7290 7295 7300 7305 7310 7315 7320 7325 7330 7335 7340 7345 7350 7355 7360 7365 7370 7375 7380 7385 7390 7395 7400 7405 7410 7415 7420 7425 7430 7435 7440 7445 7450 7455 7460 7465 7470 7475 7480 7485 7490 7495 7500 7505 7510 7515 7520 7525 7530 7535 7540 7545 7550 7555 7560 7565 7570 7575 7580 7585 7590 7595 7600 7605 7610 7615 7620 7625 7630 7635 7640 7645 7650 7655 7660 7665 7670 7675 7680 7685 7690 7695 7700 7705 7710 7715 7720 7725 7730 7735 7740 7745 7750 7755 7760 7765 7770 7775 7780 7785 7790 7795 7800 7805 7810 7815 7820 7825 7830 7835 7840 7845 7850 7855 7860 7865 7870 7875 7880 7885 7890 7895 7900 7905 7910 7915 7920 7925 7930 7935 7940 7945 7950 7955 7960 7965 7970 7975 7980 7985 7990 7995 8000 8005 8010 8015 8020 8025 8030 8035 8040 8045 8050 8055 8060 8065 8070 8075 8080 8085 8090 8095 8100 8105 8110 8115 8120 8125 8130 8135 8140 8145 8150 8155 8160 8165 8170 8175 8180 8185 8190 8195 8200 8205 8210 8215 8220 8225 8230 8235 8240 8245 8250 8255 8260 8265 8270 8275 8280 8285 8290 8295 8300 8305 8310 8315 8320 8325 8330 8335 8340 8345 8350 8355 8360 8365 8370 8375 8380 8385 8390 8395 8400 8405 8410 8415 8420 8425 8430 8435 8440 8445 8450 8455 8460 8465 8470 8475 8480 8485 8490 8495 8500 8505 8510 8515 8520 8525 8530 8535 8540 8545 8550 8555 8560 8565 8570 8575 8580 8585 8590 8595 8600 8605 8610 8615 8620 8625 8630 8635 8640 8645 8650 8655 8660 8665 8670 8675 8680 8685 8690 8695 8700 8705 8710 8715 8720 8725 8730 8735 8740 8745 8750 8755 8760 8765 8770 8775 8780 8785 8790 8795 8800 8805 8810 8815 8820 8825 8830 8835 8840 8845 8850 8855 8860 8865 8870 8875 8880 8885 8890 8895 8900 8905 8910 8915 8920 8925 8930 8935 8940 8945 8950 8955 8960 8965 8970 8975 8980 8985 8990 8995 9000 9005 9010 9015 9020 9025 9030 9035 9040 9045 9050 9055 9060 9065 9070 9075 9080 9085 9090 9095 9100 9105 9110 9115 9120 9125 9130 9135 9140 9145 9150 9155 9160 9165 9170 9175 9180 9185 9190 9195 9200 9205 9210 9215 9220 9225 9230 9235 9240 9245 9250 9255 9260 9265 9270 9275 9280 9285 9290 9295 9300 9305 9310 9315 9320 9325 9330 9335 9340 9345 9350 9355 9360 9365 9370 9375 9380 9385 9390 9395 9400 9405 9410 9415 9420 9425 9430 9435 9440 9445 9450 9455 9460 9465 9470 9475 9480 9485 9490 9495 9500 9505 9510 9515 9520 9525 9530 9535 9540 9545 9550 9555 9560 9565 9570 9575 9580 9585 9590 9595 9600 9605 9610 9615 9620 9625 9630 9635 9640 9645 9650 9655 9660 9665 9670 9675 9680 9685 9690 9695 9700 9705 9710 9715 9720 9725 9730 9735 9740 9745 9750 9755 9760 9765 9770 9775 9780 9785 9790 9795 9800 9805 9810 9815 9820 9825 9830 9835 9840 9845 9850 9855 9860 9865 9870 9875 9880 9885 9890 9895 9900 9905 9910 9915 9920 9925 9930 9935 9940 9945 9950 9955 9960 9965 9970 9975 9980 9985 9990 9995 10000 10005 10010 10015 10020 10025 10030 10035 10040 10045 10050 10055 10060 10065 10070 10075 10080 10085 10090 10095 10100 10105 10110 10115 10120 10125 10130 10135 10140 10145 10150 10155 10160 10165 10170 10175 10180 10185 10190 10195 10200 10205 10210 10215 10220 10225 10230 10235 10240 10245 10250 10255 10260 10265 10270 10275 10280 10285 10290 10295 10300 10305 10310 10315 10320 10325 10330 10335 10340 10345 10350 10355 10360 10365 10370 10375 10380 10385 10390 10395 10400 10405 10410 10415 10420 10425 10430 10435 10440 10445 10450 10455 10460 10465 10470 10475 10480 10485 10490 10495 10500 10505 10510 10515 10520 10525 10530 10535 10540 10545 10550 10555 10560 10565 10570 10575 10580 10585 10590 10595 10600 10605 10610 10615 10620 10625 10630 10635 10640 10645 10650 10655 10660 10665 10670 10675 10680 10685 10690 10695 10700 10705 10710 10715 10720 10725 10730 10735 10740 10745 10750 10755 10760 10765 10770 10775 10780 10785 10790 10795 10800 10805 10810 10815 10820 10825 10830 10835 10840 10845 10850 10855 10860 10865 10870 10875 10880 10885 10890 10895 10900 10905 10910 10915 10920 10925 10930 10935 10940 10945 10950 10955 10960 10965 10970 10975 10980 10985 10990 10995 11000 11005 11010 11015 11020 11025 11030 11035 11040 11045 11050 11055 11060 11065 11070 11075 11080 11085 11090 11095 11100 11105 11110 11115 11120 11125 11130 11135 11140 11145 11150 11155 11160 11165 11170 11175 11180 11185 11190 11195 11200 11205 11210 11215 11220 11225 11230 11235 11240 11245 11250 11255 11260 11265 11270 11275 11280 11285 11290 11295 11300 11305 11310 11315 11320 11325 11330 11335 11340 11345 11350 11355 11360 11365 11370 11375 11380 11385 11390 11395 11400 11405 11410 11415 11420 11425 11430 11435 11440 11445 11450 11455 11460 11465 11470 11475 11480 11485 11490 11495 11500 11505 11510 11515 11520 11525 11530 11535 11540 11545 11550 11555 11560 11565 11570 11575 11580 11585 11590 11595 11600 11605 11610 11615 11620 11625 11630 11635 11640 11645 11650 11655 11660 11665 11670 11675 11680 11685 11690 11695 11700 11705 11710 11715 11720 11725 11730 11735 11740 11745 11750 11755 11760 11765 11770 11775 11780 11785 11790 11795 11800 11805 11810 11815 11820 11825 11830 11835 11840 11845 11850 11855 11860 11865 11870 11875 11880 11885 11890 11895 11900 1

(ア) 原告がイラン大使館を訪ね、難民認定申請をした旨申し出たこと

原告は、過去にイラン大使館を訪ね自ら難民認定申請をしている旨申し出たことがあると述べているところ、イラン大使館はイラン政府の出先機関であるから、イラン政府から迫害を受けるおそれがあると主張する者がそのような行動をすることは考え難いことであり、そのような行動をしたことは、原告がイラン政府から迫害を受けるおそれがあるとの恐怖を抱いていなかったことの証左である。

(イ) 自己名義旅券により、正規の手続で本国を出国したこと

原告は、1回目の難民認定申請の手続において、自己名義の真正な旅券により問題なくイランを出国したと述べているところ、旅券は、当該国政府が、その所持人の国籍及び身分を公証し、かつ、渡航先の外国官憲にその所持人に対する保護と旅行の便宜供与を依頼し、その者の引取りを保証する文書であることからすれば、原告が自己名義の旅券の発給を受け、正規の手続で本国を出国できたということは、イラン政府が原告を迫害の対象としていなかったこと、その当時原告自身もイラン政府から迫害を受けるという恐怖心を主観的にも抱いていなかったことを推認させる事情というべきである。

(ウ) 原告が本邦に入国した直後に庇護を求めたり、難民認定申請をしたりしていないこと

原告は、上陸審査において提出した外国人出入国記録カードに難民認定申請を行うことをうかがわせる記載をしておらず、平成19年8月13日に東京入国管理局において在留期間更新許可申請をした際にも難民認定申請について言及しておらず、かえって、イランに帰国する旨誓約していた。原告がイラン政府からの迫害を逃れ、難民認定申請をするために本邦に入国したというのであれば、早期に本邦に庇護を求めていたはずであるから、原告の行動は、イラン政府の迫害を逃

れてきた者の行動として不自然である。

(5) 小括

5 以上のとおり，原告に，個別，具体的な迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような客観的な事情が存することが立証されているということとはできず，かつ，原告の主観においても，イランにおいて迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いていると認めることはできない。

したがって，原告を難民と認定することはできない。

10 また，本件義務付けの訴えは，行訴法3条6項2号所定のいわゆる申請型の義務付けの訴えであるところ，申請型の義務付けの訴えが適法となるためには，同法37条の3第1項2号所定の訴訟要件を満たす必要があるが，本件難民不認定処分は，取り消されるべきものでもなければ，無効でも不存在でもない。

したがって，本件義務付けの訴えは，訴訟要件を欠き不適法であるから，却下されるべきである。

15 第3 当裁判所の判断

1 難民及び迫害の定義並びに立証の程度

20 入管法2条3号の2は，入管法における「難民」の意義について，難民条約1条の規定又は難民議定書1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいうと規定している。したがって，入管法にいう難民とは，「人種，宗教，国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために，国籍国の外にいる者であって，その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの及び常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって，当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」をいうと解するの

が相当である。

そして、上記の「迫害」とは、通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃ないし圧迫であって、生命又は身体の自由の侵害又は抑圧を意味するものと解するのが相当であり（難民条約33条1項参照）、また、上記にいう「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」というためには、当該人が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているという主観的事情のほか、通常人が当該人の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的事情が存在していることが必要であると解され、上記の意味で「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」ことは、入管法61条の2第1項等の規定に照らし、原告において立証する必要があると解される。

原告は、上記と異なる主張をするが、原告主張のように解すべき我が国の法令上の根拠等も格別見出し難いから、この点に係る原告の主張は理由がない。

2 認定事実

前提事実、文中掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) イランにおけるイスラム教からキリスト教への改宗者に係る一般的な情勢について

ア イランでは、パフラヴィー王政が始まった1925年（大正14年）以降にプロテスタント宣教師の入国を許可し、プロテスタント教会が建てられるなどしたが、1979年（昭和54年）のイラン革命以降、宣教師は追放され、イスラム教徒がキリスト教へ改宗することが許されなくなった。いわゆるイスラム法（シャリーア法）においては、イスラム教徒が他の宗教へ改宗することは背教罪とされ、同罪により死刑が科される可能性もあるところ、1990年（平成2年）頃以降、イランにお

いては、実際に、キリスト教の牧師に対し、背教の罪について有罪の言渡しをする判決が宣告された事例があった。（以上につき、甲11・3頁、甲12・4頁、甲18・3及び4頁、乙23・1ないし4頁、証人E・3及び4頁）

5 イ 2008年（平成20年）初頭に、イランの国会は、イスラム教からの改宗者に対して死刑を含む厳しい罰を課す新しい法律の検討を始め、同年9月、イラン国会の委員会は、背教に関する改訂法案を承認した。その後、当該法律は成文化していないものの、背教は死刑に値する犯罪と考えられている。（以上につき、甲13・3枚目、甲14・19. 1
10 8及び19. 21）。

ウ 2014年（平成26年）10月、ロウハニ大統領の上級顧問であるアリ・ヨウネシ氏は、報道機関に対し、異教への改宗は違法であると宣言した（甲12・21頁）。

(2) 各種報告書の記載について

15 ア 2009年英国内務省報告書について（甲13）

2009年英国内務省報告書では、「キリスト教徒」との項目の下に、「Landinfo報告書2009が述べるところによれば、「当局との間の問題は、主に、イスラム教徒に向けられた福音活動との関連で起きる。イスラム教徒への福音活動を行ったり、例えば、キリスト教の出版物を手渡したキリスト教徒（キリスト教徒として生まれた者も、改宗者も）は、
20 職場や地域社会において問題を抱える危険がある。そのことが報告されれば、その人は、深刻な罪を問われる危険がある。教会指導者によれば、一般の信者が、就職や、大学への入学許可、パスポートの取得に際して、問題となることは非常に稀である。経験によれば、当局が、注視するのは福音派教会のリーダー層であり、当局が寛容でなくなるのは、大っぴらな福音活動や、場合によっては、聖職授与式などである。」」（甲1
25

3・19・32)と記載されている。また、「キリスト教への改宗」との項目の下に、「Christian Solidarity Worldwide (CSW) の2008年7月版「イランの宗教の自由プロファイル」が述べるところによれば、「イスラム教からキリスト教への改宗者は、イランのキリスト教共同体の中で、最も攻撃されやすい。しかし、死刑は適用されず、主に改宗者で構成された、活気のある家庭教会や公の教会がある。改宗者は、信仰を続けることができ、他人と会うこともできるが、幹部だったり、キリスト教省につながっている者は、拘束や脅迫、投獄、超法規の暴力などの危険に直面する」(甲13・19・33)、「Landinfo報告書2009は次のように述べている。「キリスト教に改宗したイラン人イスラム教徒の多くは、実際には、キリスト教徒の両親に生まれたキリスト教徒と同様な暮らし方をしている。改宗者は、目立たないように振る舞うことが、問題を避けるための必要条件であり、宗教儀式は、宗教共同体の境界内で行うこととし、又、信仰は、私的なものとして扱うことであり、そして、これは、ほとんどの人たちが行っていることである。」(甲13・19・35)と記載されている。

イ 2013年英国内務省報告書について(甲14)

2013年英国内務省報告書では、「背教者の告訴」との項目の下に、「背教者の告訴に関してLandinfoレポート2011は、「実際には、背教の罪で有罪宣告されることは極めてまれにしかない」と述べている。

(中略)しかし、同じ情報源は以下のように続ける。「背教の改宗者を罪に問うことは、より一般的になったようである。・・・改宗者に対する背教の正式な告訴はイランには比較的まれにしか存在しなかったものの、そのような罪の脅威は、彼らが後悔して、イスラム教に戻ることを望むと宣言するよう改宗者に強いる手段として裁判の場に持ち込まれている。多くの場合、法廷は、いかなる罪にも問わずに改宗者を釈放する

と決めるか、違法なハウスチャーチへの参加または外国のメディアとの接触を持つことなどの罪状を持ち出している。」」（甲14・19・23）と記載されている。また、「キリスト教徒」との項目の下に、「当局は、福音派グループの信者を含めて、数百人のキリスト教徒を逮捕したということである。これらのケースの多くの状態は年末の時点でもわかっていなかった。当局はほぼすぐに何人かのキリスト教徒を釈放したものの、その他については弁護士への接触を許さず秘密の場所に拘留した。（中略）〔2012年〕9月に、当局はFars州で4軒のハウスチャーチを強制捜査し、「イスラム政権の敵国と接触している」および「家庭内でのキリスト教礼拝の継続」の容疑で、40人のキリスト教徒を逮捕したということである。これらのケースの状態は年末時点でもわかっていなかった。NGOの報告によると、そのうち何人かが、かなりの額の保釈金を支払って釈放された。情報省は、少なくとも10人の個人を拘留し続けたと言われる。」（甲14・19・40）と記載されている。さらに、「イスラム教徒のキリスト教への改宗」との項目の下に、「2012年6月のCSWレポートには以下の記載がある。「2012年の初め以来イラン全国の様々な都市で、テヘラン、ケルマーンシャー（Kermanshah）、イスファハン（Esfahan）、およびシーラーズ（Shiraz）の個人とグループの特定の取り締まりもあって、キリスト教への改宗者に対する嫌がらせ、逮捕、裁判、および懲役が目立って増加している。これらの拘留者の何人かは、キリスト教の会合に出席することを防止する文書に署名するように要求された後で釈放されたものの、他の多くは、女性と年配者も含めて、拘留され続けている。2012年2月には逮捕の特定の高まりがあり、3月まで続いた。拘留されているキリスト教徒の一時的な釈放を確保するために、再び、過大な保釈金の支払いが要求されている。」」（甲14・19・53）と記載されている。

ウ 2015年英国内務省報告書（甲12）について

2015年英国内務省報告書では、「Policy Summary」との項目の下に、「福音派教会及び家庭教会の信者及び他者が福音派になるよう積極的に活動し、布教活動に従事する者は、イラン国内で迫害の真の危険に晒され、庇護の付与が適切であると思われる。」（甲12・3. 1. 3）、「シャリーア法の下では、イスラム教徒が改宗する権利は認められていない。イスラム教徒の改宗はイランでは違法である。イスラム教からキリスト教に改宗した者は、イランにおいて迫害の真の危険に晒され、庇護の付与が適切だと思われる。」（甲12・3. 1. 4）と記載されている。また、「キリスト教徒」との項目の下に、「ガーディアン紙（Guardian）の2014年5月の報道によれば、「（中略）亡命者に見られるイスラム教徒からキリスト教徒への改宗及び海外のキリスト教徒と祖国との距離の縮小によって、キリスト教はこれまでにない数でイラン全土に根付きつつある。キリスト教改宗運動の秘密性により、正確な人数を測定するのは不可能になっている。推計値は情報源によって300,000人から500,000人までばらつきがある。この統計データを独自に検証するのは不可能だが、国内外の改宗者及び司祭によれば、改宗運動は活発且つ広範囲に進んでいる。」」（甲12・5. 1. 6）と記載されている。さらに、「イスラム教からキリスト教への改宗者」との項目の下に、「以下は第18条における援護担当官、マンスール・ブルジー（Mansour Borji）がデンマーク移民局の事実調査委員会にインタビューされた内容である。「あなたがイスラム教徒に生まれ、キリスト教徒に改宗した場合、背教者とみなされる。しかし、最近は個人が背教者として刑罰を受けた裁判所の判例はない。マンスール・ブルジーは長期間にわたり投獄されていた女性のキリスト改宗者の判例に言及した。情報筋によると、シーア派の聖職者による何等かの宗教規定に基

づき、この女性には2つの選択肢しかなかった。信仰を改めるか、監獄で死ぬか」」（甲12・6. 1. 5）と記載されている。

エ 2017年英国内務省報告書（乙24）について

2017年英国内務省報告書では、「キリスト教改宗者」との項目の下に、「SZ and JM (Christians-FS confirmed) Iran CG [2008] UKAIT 00082の国別ガイダンス事例（2008年5月13～15日付の報告，2008年11月12日付で発表）では，上級裁判所（Upper Tribunal）は， sacramentベースの教会の改宗者の状況により，彼らのイランへの帰国は合理的に不可能であると判断した（145段落）。（活発な伝道者でない）「通常の」改宗者に関しては，イランへの帰国時にリスクはあるが，重大な危害をもたらす真のリスクではないと裁判所は結論付けた。」（乙24・2. 2. 6），「この国別ガイダンス事例は8年以上前に聞いたものだが，入手した国別情報は，判明事項が未だに妥当であることを示している。」（乙24・2. 2. 7），「渡航中に改宗した後イランに帰国し，活発に改宗活動をしない人々は，目立たないようにキリスト教の宗教活動を継続できる。」（乙24・2. 2. 10）と記載されている。

オ 2013年米国国務省報告書（甲11）について

2013年米国国務省報告書では、「イラン政府は，キリスト教徒に対する信教の自由の否定を精力的に推進した。キリスト教徒，特に福音派は，多大な嫌がらせと綿密な監視を受け続けている。人権活動家によると，イラン当局は，福音派を含むキリスト教徒を，その人口に不均衡な高い割合で逮捕している。こうした事例のその後の状況は，2013年末時点で明らかになっていない。イラン当局は，一部のキリスト教徒をほぼ逮捕直後に釈放しているが，残りの逮捕者を拘束している場所を明らかにせず，弁護士との接見も許可していない。」（甲11・11

頁) , 「公式報告とメディアは、引き続き、キリスト教家庭教会を「違法ネットワーク」及び「シオン主義者のプロパガンダ機関」と定義付けている。家庭教会の逮捕されたメンバーは、敵国の支援を受けていると非難されることが多い。」(甲11・14頁)と記載されている。

5 (2) 原告の身上関係

ア 原告は、●年(昭和●年)●月●日、テヘランで出生したが、その後間もなく両親が離婚したことから、祖父母に養育され、高校卒業後は、叔父の店を手伝うほか、兵役に就くなどしていた(甲29, 乙16・4及び5頁)。

10 イ 原告は、1993年(平成5年)頃から、テヘランでタクシー運転手として稼働していたところ、その頃、原告妻と婚姻し、原告妻の連れ子であり三男のGとテヘランで生活していた(甲29, 乙16・5及び6頁)。

(4) ガソリンの配給制に反対するデモに参加した状況等

15 ア 2007年(平成19年)6月26日、イラン政府はそれまで政府車両に限られていた燃料配給制度の対象を一般車とタクシーにも拡大すると発表し、これを受けて各地で抗議活動が起こり、テヘランでも抗議活動(本件デモ)が行われた(甲6)。

20 イ 原告は、本件デモが発生した際、ガソリンを給油するために赴いたガソリンスタンドにおいて、デモに参加し、「なぜガソリンを値上げするのか。」、「なぜガソリンスタンドを閉鎖するのか。」などとシュプレヒコールを上げたものの、放火行為等の暴動に加わることはなかった。原告は、本件デモにおいて警察等のイラン当局がビデオ撮影等をしていることに気がつき、その場から逃げたが、原告が本件デモに参加している場面が撮影等されており、それを基にして警察等が逮捕しに来るのではないかと考え、イランから出国することを考えるようになった。(以

25

上につき、甲 6，甲 29，乙 3・17ないし 19，36ないし 40頁，
乙 16・6及び 7頁，乙 22・4及び 5頁，原告本人 2，3及び 12な
いし 14頁)

(5) イランからの出国及び本件難民認定申請に至る経緯等

5 ア 原告は、空手をやっている近所の友人から、スポーツ団体でビザを取
れば早く簡単にビザが取れると聞いていたところ、本件デモの後、イラ
ンから早期に出国したいと考えていたため、当該友人から空手団体（以
下「本件空手団体」という。）のリーダーを紹介してもらい、同人に、
イランを出国したい旨の依頼をし、同人に多額の金銭を支払って真正な
10 旅券及び査証を取得した（甲 29，乙 3・19頁，乙 16・7ないし 1
0頁，乙 22・5ないし 7頁）。

イ 原告は、平成 19年 7月 17日、本件空手団体の一員という名目で、
正規の手続によりテヘランの空港からイランを出国し、同月 18日、関
西国際空港に到着して、在留資格を短期滞在とし、在留期間を 30日と
15 する上陸許可を受けて、本邦に上陸した（甲 29，乙 1，乙 16・10
及び 11頁，乙 22・5ないし 7頁）。

ウ 原告は、本邦に上陸した後、秋田県大仙市 a や千葉県我孫子市で開か
れた空手教室への参加又は見学をし、約 10日後に東京に戻った際に、
本件空手団体とは別行動をとることとなった。原告は、同年 8月 13日、
20 在留期間更新許可（30日）を受け、特定非営利活動法人難民支援協会
を訪れて難民認定申請について相談をするなどした後、同月 21日、東
京入国管理局において、難民認定の申請（1回目の難民認定申請）をし
た。（以上につき、甲 29，乙 1，乙 16・11ないし 14頁，乙 22
・7及び 8頁，前提事実(3)ア，弁論の全趣旨)

エ 原告は、本邦に上陸した後、車を売るための委任状を作成するためイ
ラン大使館に赴き、その際、イラン大使館の職員に対し、難民認定申請

をしている旨述べた（乙3・9頁，乙8・9及び10頁，乙20・5及び6頁）。

(6) 原告によるキリスト教の信仰状況等

5 ア 原告は，生まれたときからイスラム教徒であったが，平成18年頃，
タクシーの乗客であった韓国人から，ペルシャ語で書かれた聖書をもら
い，聖書を読むうちにその内容に興味を持ち，キリスト教を信仰するよ
うになった（甲29，乙22・8及び9頁，原告本人・1頁）。

10 イ 原告は，本邦に入国した後，千葉県成田市内にある教会に行ったもの
の，同教会においては，ポルトガル語が使用されていて内容を理解する
ことができなかった。その後，原告は，埼玉県川口市内に居住するよう
になったことから，平成19年9月16日，b駅近くの交番等で教会に
ついて尋ね，B教会を訪れた。（以上につき，甲29，乙16・20頁，
乙22・10頁，原告本人・3及び4頁）

15 ウ 原告は，平成19年9月にB教会を訪れた後，現在まで，B教会で毎
週日曜日に行われる礼拝等にほぼ毎回参加し，平成20年1月に茨城県
結城市に転居してから平成30年6月に現在の居住地に転居するまでは
片道1時間半以上かけて通っていた。原告は，上記礼拝等において清掃
担当や献金担当等として奉仕活動を行っているほか，イースターやクリ
スマスの礼拝で行われるキリストの生誕劇，老人ホームへの慰問，B教
20 会の上部団体であるC教会で月1回行われる賛美集会及び同教会で年1
回行われる信徒大会に参加するなどしている。また，原告は，B教会を
訪れてから間もなくしてキリスト教を学ぶ入門プログラムを受講し，平
成20年3月23日，B教会で洗礼を受け，平成27年頃には，B教会
の役員会の候補者となった。（以上につき，甲17，23ないし27，
29，乙1，乙3・46頁，乙16・20頁，乙22・10及び11頁，
25 証人H・1，2，8及び9頁，弁論の全趣旨）

エ 原告は、B教会を訪れた後、ペルシャ語で聖書を勉強したいと考え、平成23年10月頃、B教会の牧師からペルシャ語が話せるE牧師を紹介してもらい、約1年間、E牧師と聖書の研究を行い、その後も、年に2、3回程度、E牧師が牧師を務めている「D」にも通うようになった（甲18、甲29、乙23・1及び2頁、証人E1及び2頁、原告本人・4及び5頁）。

オ 原告は、イランにおいては教会に行ったことはなく、本邦においても街頭で基督教の布教活動を行ったりすることはないものの、本邦において前記ウ及びエの活動をしているほか、数人の知り合いに基督教を勧めたり、B教会に連れて行ったことがある（甲29、乙3・46及び47頁、乙22・16頁、証人H・3頁、原告本人・1、2及び5頁）。

3 原告の難民該当性について

(1) 本件デモへの参加について

ア 認定事実(4)のとおり、原告は、2007年（平成19年）6月、テヘランにおいて、本件デモに参加しているものの、原告は、「なぜガソリンを値上げするのか。」、「なぜガソリンスタンドを閉鎖するのか。」などと声を上げただけであり、放火等の暴動に加わることはなかったというのであって、これらの事実を踏まえると、原告は、本件デモに大勢の参加者のうちの一人として参加したにすぎず、原告が本件デモに参加したことにより、イラン当局が殊更に原告に関心を寄せるとまでは認め難いというべきである。

イ 原告は、原告が本邦に入国した後、Gがイランの警察から呼出しを受けたり、原告妻がイランの警察から呼出状を手渡されたりしたことがあり、原告の居場所がイラン政府から注視されていたから、原告が帰国した場合には、空港等において捜査記録と照合され、逮捕される危険性が

あり、政治的意見による迫害のおそれがあると主張する。

しかし、原告の主張する上記事実を裏付ける客観的証拠はない。仮に上記事実が認められたとしても、原告に係る本件デモへの参加の態様等の事情を前提とすれば、上記事実は、本件デモの状況等に係る当局として
5 での一般的な関心の域を出るものであるとまで認め難いというべきであり、他に、原告が本件デモに参加したことについて、イラン当局が殊更に原告に関心を寄せていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

したがって、本件難民不認定処分がされた時点において、原告につき、
10 本件デモに参加したことをもって、前記1に述べた意味における迫害の恐怖を抱くような客観的事情が存するとまでは認め難いというべきである。

(2) イスラム教からキリスト教への改宗について

ア イランにおけるイスラム教からキリスト教へ改宗した者の状況について

15 (ア) 認定事実(1)ア及び同イのとおり、イランにおいては、実際に、キリスト教の牧師に対し、背教の罪について有罪の言渡しをする判決の宣告がされた事例があり、平成20年9月にはイスラム教からの改宗者に対して死刑を含む厳しい刑罰を課す法律が国会の委員会で承認された。

20 もっとも、認定事実(2)アのとおり、平成21年に作成された2009年英国内務省報告書においては、イラン政府から注視されるのは、イスラム教徒に対して福音活動を行った場合であり、福音派教会のリーダー層は身柄拘束等の危険があるものの、一般の信者は目立たないように振る舞っていれば、信仰を続けることができ、イラン政府との
25 間で問題は起こらない旨記載されていることからすれば、平成21年当時のイランにおいては、イスラム教からキリスト教へ改宗した者が、

改宗したことのみに理由にしてイラン政府から逮捕，訴追等される蓋然性が高いとまでは認められない状況にあったと認められ，前回判決もそのような事実関係を前提にしてなされたものであるといえる。

(イ) しかし，認定事実(2)イのとおり，本件難民不認定処分の約1年後に出された2013年英国内務省報告書では，前記(ア)の2009年英国内務省報告書で記載されている内容とは異なり，イスラム教からキリスト教に改宗した者を罪に問うことはより一般的になっている旨，2012年（平成24年）の初め以来，イラン全国の様々な都市で嫌がらせ，身柄拘束等が目立って増加している旨，イラン政府が数百人のキリスト教徒を逮捕し，同年9月には家の教会を意味すると思われる「ハウスチャーチ」を強制捜査し，40人のキリスト教徒を逮捕した旨及び裁判所が，家の教会を意味すると思われる「違法なハウスチャーチ」への参加を罪状としており，キリスト教へ改宗したことを理由として身柄拘束を受けた者がイラン政府からキリスト教の会合に参加することを防止する文書に署名するよう要求され，身柄拘束を受けているキリスト教徒について一時的に身柄を釈放してもらうため過大な保釈金の支払が要求されている旨が記載されている。また，認定事実(2)オのとおり，本件難民不認定処分の約1年後に出された2013年米国国務省報告書では，イラン当局はキリスト教徒につき，人口に不均衡な割合で逮捕しており，イランの公式報告とメディアは，家の教会を意味すると思われる「キリスト教家庭教会」を違法ネットワークと定義付け，家庭教会の逮捕されたメンバーは敵国の支援を受けていると非難されることが多い旨記載されている。さらに，認定事実(2)ウのとおり，2015年英国内務省報告書によれば，端的に，福音派教会及び家庭教会の信者は，イラン国内で迫害の真の危険にさらされると記載されている。

以上の報告書の記載からすれば、平成24年（2012年）時点においては、平成21年（2009年）時点と異なり、イスラム教からキリスト教に改宗した者が民家に集まりキリスト教信仰を行うこと（家の教会）について、イラン政府から逮捕・訴追されて身柄拘束を受けることが一般化しており、イラン政府から迫害を受ける蓋然性が高まっていたと認められる。

5
10
(ウ) 以上を踏まえると、本件難民不認定処分がなされた平成24年10月25日時点では、イランにおいて、イスラム教からキリスト教に改宗した者については、改宗したことのみを理由にイラン政府によって逮捕、訴追等される蓋然性が高いとは認め難いものの、民家に集まってキリスト教信仰を行っている改宗者については、教会のリーダー層に限らず、一般の信者であっても、イラン政府によって逮捕、訴追等される蓋然性が高かったと認められる。

15
20
25
(エ) 被告は、①2013年米国国務省報告書及び2015年英国内務省報告書によれば、逮捕されたキリスト教徒の一部が逮捕直後に釈放された旨（甲11・11頁）や、イランにおいてキリスト教の改宗運動が活発に行われている旨（甲12・5. 1. 6）など、イラン政府が指導者以外のキリスト教信者に圧力をかけていないことをうかがわせる記載があること、②2015年英国内務省報告書及び2017年英国内務省報告書においては、最近は個人が背教者として刑罰を受けた裁判所の判例はないとの記載（甲12・6. 1. 5）や通常の改宗者に関してはイランへの帰国時にリスクはあるが重大な危害をもたらす真のリスクではなく、活発に改宗活動をしない人々は、目立たないようにキリスト教の宗教活動を継続できるとの記載（乙24・2. 2. 6及び同2. 2. 10）があること及び③ノルウェー出身国情報センター報告書には、特定の裁判官以外の裁判官は起訴されたキリスト教

改宗者に対して無罪を言い渡す傾向が強い（乙29・訳文5頁）と記載されていることなどからすれば、本件難民不認定処分時において、イスラム教からキリスト教に改宗し、キリスト教徒として活動しても、直ちにイラン政府から生命又は身体の自由を侵害され、又は抑圧されるとは認め難いと主張する。

しかし、①認定事実(2)オのとおり、2013年米国国務省報告書のうち被告の指摘する部分については、「イラン当局は、一部のキリスト教徒をほぼ逮捕直後に釈放しているが、残りの逮捕者を拘束している場所を明らかにせず、弁護士との接見も許可していない。イランの人権に関する国連特別報告官は、2013年7月時点でイラン当局が少なくとも20人以上のキリスト教徒を拘束しているという報告書を提出した。」と記載されており（甲11・11頁）、釈放された逮捕者以外に釈放されていない逮捕者がいることが記載されているし、2015年英国内務省報告書のうち被告の指摘する部分については、イラン政府がイスラム教からキリスト教への改宗者に対して圧力をかけていたとしても、社会状況等によっては、キリスト教の改宗運動が活発に行われることはあり得るから（なお、認定事実(2)ウのとおり、2015年英国内務省報告書のうち被告の指摘する部分では、「亡命者に見られるイスラム教徒からキリスト教徒への改宗及び海外のキリスト教徒と祖国との距離の縮小によって、キリスト教はこれまでにない数でイラン全土に根付きつつある。」と記載されており（甲12・5.1.6）、キリスト教改宗者に対するイラン政府の対応については特段記載されていない。）、イランにおいてキリスト教への改宗が多く行われていたとしても、そのことからイラン政府が指導者以外のキリスト教改宗者に圧力をかけていないと直ちに評価することはできない。

また、②認定事実(2)ウのとおり、2015年英国内務省報告書では、

最近は個人が背教者として刑罰を受けた判例はないとの記載に続いて、
「マンスール・ブルジーは長期間にわたり投獄されていた女性のキリ
スト教改宗者の判例に言及した。」として、キリスト教改宗者が長期
間投獄されていた判例についての記載がある（甲 1 2 ・ 6 . 1 . 5）
5 ことからすれば、被告の指摘する記載から改宗者が処罰されないとは
いえぬし、認定事実(2)エのとおり、被告の指摘する 2 0 1 7 年英国
内務省報告書の記載は、2 0 0 8 年（平成 2 0 年）の事例に基づくも
のであるところ、当該記載は、2 0 1 7 年（平成 2 9 年）時点において
当該事例が妥当であることの根拠について何ら具体的な理由を述べ
10 ていないことからすれば、被告の指摘する各報告書の記載をもって、
前記(ウ)の判断が左右されるものではない。

さらに、③前記 1 の説示からすれば、イスラム教からキリスト教に
改宗したことを理由に逮捕・訴追されることをもって「迫害」に該当
するといえるから、無罪判決がなされることが多いとしても、身柄拘
束がなされるとすれば「迫害」に該当するといえるし、特定の裁判官
15 と比較してその他の裁判官がキリスト教改宗者を無罪にする傾向が強
いとしても、特定の裁判官によって審理されれば有罪判決を受ける蓋
然性が相当程度あることに変わりはなく、当該記載をもってイラン政
府によって生命又は身体的自由を侵害され、又は抑圧されるとは認め
20 難いことが裏付けられているとはいえない。

以上からすれば、この点に係る被告の主張は理由がない。

イ 原告のキリスト教徒としての活動について

(ア) 認定事実(6)ウないしオのとおり、原告は、イランにおいては、教会
に行ったことはなく、聖書を読むのみであったが、本邦に入国した直
後から現在までの 1 1 年以上の長期間にわたり B 教会に通い続け、毎
週日曜日に行われる礼拝等にほぼ毎回参加し、奉仕活動等を行って
25

るだけでなく、聖書の内容をより理解するため、ペルシャ語が話せるE牧師を紹介してもらい、約1年間聖書の研究を行ったり、知り合いをB教会に連れてきたりしたことがあることなどからすれば、本件難民不認定処分時における原告のキリスト教に対する信仰は真摯なものであったといえることができる。

そして、上記のとおり、原告のキリスト教徒としての長期間にわたる教会等での活動からすれば、仮に原告がイランに帰国した場合には、本邦におけるキリスト教徒としての活動と同様、自宅で聖書を読むだけでなく、教会や民家などにおいて、定期的に他のキリスト教徒と礼拝や集会等を行うことが見込まれるところ、前記(2)ア(ウ)で説示したイランにおけるイスラム教からキリスト教に改宗した者に対するイラン政府の迫害状況を前提とすると、本件難民不認定処分当時、原告が、上記活動をすることによってイラン政府から逮捕、訴追等がされる蓋然性は高かったと認められる。

(イ) 被告は、①原告は本邦において他の一般的なキリスト教徒と同様の活動をしていただけであって、指導者やリーダーなどの立場にあつたわけではなく、殊更にイラン政府から関心を寄せられ、宗教的迫害を受けるような活動には携わっていないこと、②原告が本邦において改宗した事実がイラン政府において知られている可能性が高いとはいえないことからすれば、原告が本邦でイスラム教からキリスト教に改宗したとしても、原告がイラン政府から迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような個別かつ具体的な事情に当たるとはいえないと主張する。

しかし、原告が本邦において指導者やリーダーなどの立場になく、また、イスラム教からキリスト教に改宗した事実がイラン政府に知られていないなどの事情により、原告がイラン政府から関心を寄せられ

ていなくとも、前記(ア)で説示したとおり、原告がイランに帰国した後も本邦におけるキリスト教徒としての活動と同様の活動をするを前提とすると、そのことを把握したイラン政府によって、逮捕、訴追等がされる蓋然性が高かったと認められるのであるから、通常人が当該人の立場に置かれた場合に迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような客観的事実が存在していたといえる。

以上からすれば、この点に係る被告の主張は理由がない。

ウ その他の事情について

(ア) 被告は、①原告が本邦に入国後、イラン大使館を訪ね、難民認定申請をした旨申し出たこと、②原告が自己名義の真正な旅券によりイランを出国していること及び③原告が本邦に入国した直後に庇護を求めたり、難民認定申請をしたりしていないことからすれば、原告につき迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような事情があったとは認められないと主張する。

(イ) しかし、①原告の供述によれば、原告は、イラン大使館において、難民認定申請をしていると述べたものの、イラン大使館の職員から住所や電話番号を聞かれ写真を提出するよう言われ、連絡先を教えず、写真も提出せずに帰ったというのであるから（乙20・5及び6頁）、原告がイラン大使館を訪ね、難民認定申請をしている旨を告げたことをもって、原告が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いていなかったとはいえない。

また、②及び③については、1回目の難民認定申請前の事情であるところ、前記イ(ア)で説示したとおり、本件では、本件難民不認定処分当時のイランにおけるイスラム教徒からキリスト教徒に改宗した者に対するイラン政府の迫害状況を前提として、原告がイラン政府によって逮捕、訴追等がされる蓋然性が高かったと判断しているものであり、

仮に1回目の難民認定申請前において原告がイラン政府から迫害を受けるといふ恐怖を抱いていなかったとしても、本件難民不認定処分時において原告がイラン政府から迫害を受けるといふ恐怖を抱いていることと矛盾するものではない。

5 その点を措くとしても、前記(1)アで説示したとおり、原告が本件デモに参加したことによりイラン当局が殊更に原告に関心を寄せるとまでは認め難いこと及び認定事実(6)オのとおり、原告は、本邦に入国する前は、自宅で聖書を読んでいたものの、教会等に行ったことはないことからすれば、原告がイランを出国した平成19年当時においては、
10 イラン政府は原告を迫害の対象としていたとはいえず、イラン政府が原告につき旅券を発給したとしても原告の難民該当性を左右する事情になるとはいえない。

 さらに、③認定事実(5)イ及びウのとおり、原告が本件難民認定申請をしたのは本邦に入国してから約1か月後であり、当該期間のみを見ても原告が速やかに難民認定申請を行っていないとまでは評価できず、
15 当該期間中も、原告は、本件空手団体の一員として入国した経緯から、同団体に同行していたのであり、同団体と別行動をとるようになった後も、特定非営利活動法人難民支援協会を訪れて難民認定申請について相談をするなどしていたことからすれば、原告が本邦に入国した直後に難民認定申請をしていなかったとしても、原告につき迫害を受け
20 るおそれがあるといふ恐怖を抱くような事情がなかったとは評価できない、

 したがって、この点に係る被告の主張は理由がない。

エ 小括

25 以上からすれば、原告は、宗教を理由とする難民に該当すると認められるから、原告が難民に該当しないとした本件難民不認定処分は違法であり、

同処分の取消しを求める原告の請求には理由がある。

4 本件義務付けの訴えについて

難民認定は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により申請があった場合に法務大臣又は法務大臣から委任を受けた地方入国管理局長（ただし、平成30年法律第102号による改正後の入管法においては出入国在留管理庁長官）が認定することとされているから（入管法61条の2第1項、69条の2）、本件義務付けの訴えは、いわゆる申請型の義務付けの訴えであるところ（行訴法3条6項2号）、前記3(2)のとおり、本件難民不認定処分は違法であり取り消されるべきであるから、本件義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の要件を満たし、適法である。

そして、前記3(2)のとおり、原告は宗教を理由とする難民に該当するから、入管法の規定からすれば、本件難民認定申請につき、行政庁が原告に対して難民認定処分をすべきことは明らかである（行訴法37条の3第5項）。

したがって、本件義務付けの訴えに係る原告の請求には理由がある。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるから、これらをいずれも認容することとし、訴訟費用の負担につき行訴法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長 裁判官 鎌 野 真 敬

裁判官 網 田 圭 亮

裁判官 野 村 昌 也

(別紙) 指定代理人目録は記載を省略